

北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画の基本的考え方について

1 北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定体制・手順

(1) 国の基本指針

介護保険法第 116 条第 1 項において、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第 3 条第 1 項に規定する総合確保方針に即して、基本指針(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針)を定めるものとされています。

また、市町村は、この基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業計画(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画)を定めるものとされています。

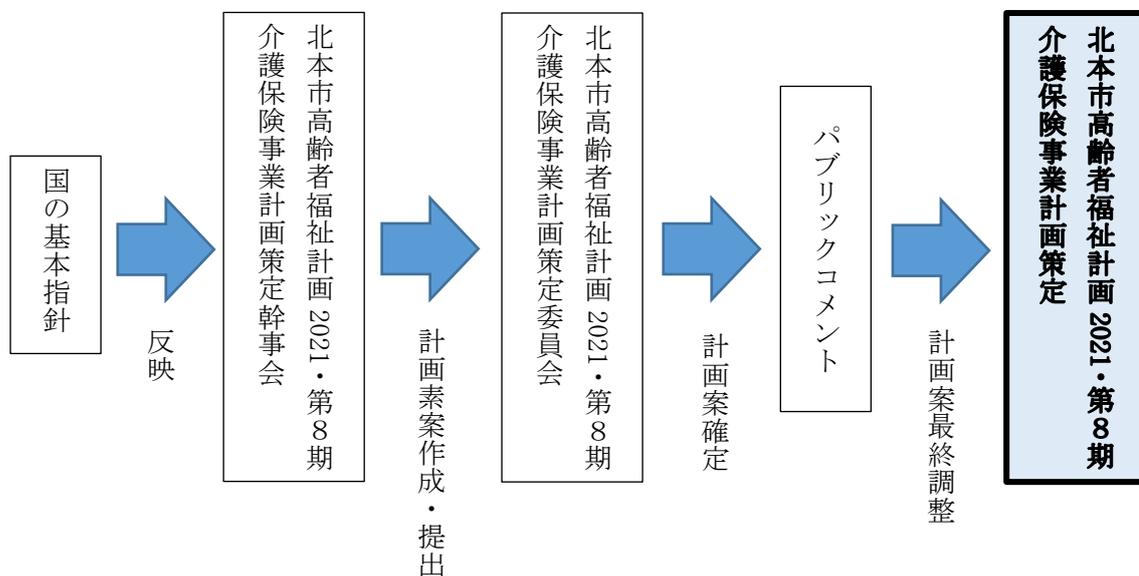
(2) 北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定委員会

北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画(以下、「計画」という。)の策定に関する事項を協議するために、医療・福祉・介護等関係者で構成された委員会です。

(3) 北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定幹事会

計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究し、計画策定の原案に関する協議をするために、庁内職員で構成された会議体です。

(4) 計画策定までの流れ



2 北本市における介護保険の重点課題

高齢者及び介護保険を巡る現状や国の基本方針（案）を踏まえて、本市における重点課題を以下のとおりとし、対応する施策等を検討の上、計画に反映します。

	北本市の現状	国の基本方針（案）※	導かれる重点課題
1	高齢者の増加、介護保険認定者数及び認定率の増加が見込まれている。	○2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ○有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	急増する介護ニーズに対する体制の整備
2	生産年齢人口の減少及び高齢者の増加が見込まれている。	○地域共生社会の実現	多様な支援者を増やすための社会参加・地域貢献の促進
3	要支援1・2及び要介護1の軽度認定者が要介護認定者の5割程度を占めている。	○介護予防・健康づくり施策の充実・推進	介護予防・健康づくりの機能強化による健康寿命の延伸
4	認知症者数の増加が見込まれている。	○認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	認知症の人の共生と予防の推進
5	要介護認定者及びサービス受給者数の増加が見込まれている。	○地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	介護人材の確保と生産性の向上
6	要介護3以上の認定者における在宅者の占める割合が減少傾向にある。	○2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	中重度者への支援体制の強化

※第8期計画において記載を充実する事項

3 第8期計画の基本理念及び基本目標について

(1) 基本理念

第7期計画と同様に『地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち』とします。

(2) 基本目標

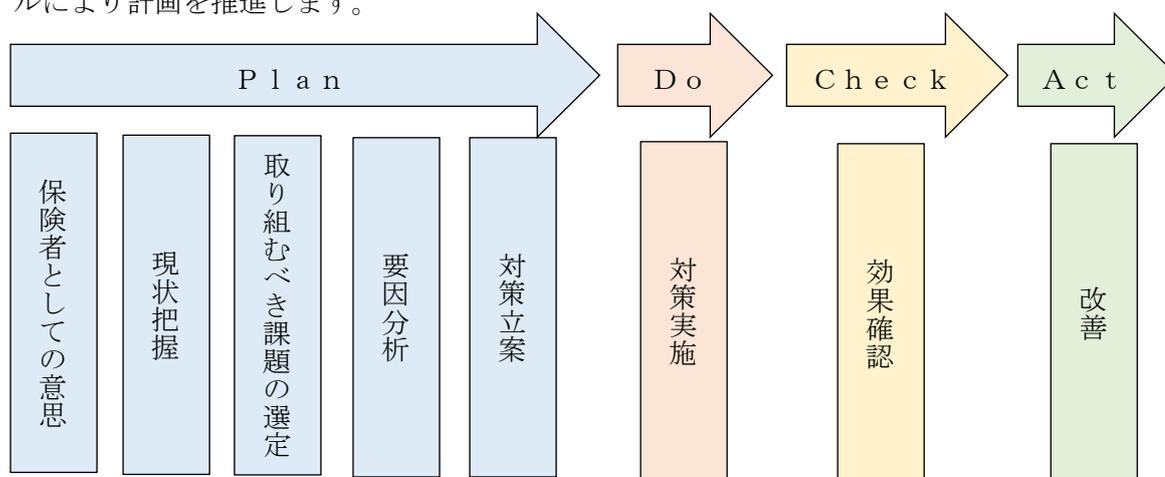
基本理念と同様、第7期計画を引継ぎ、以下の3つを基本目標とします。

- ア 『いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち』
- イ 『住み慣れた地域で暮らし続けられるまち』
- ウ 『安心してサービスを受けられるまち』

4 計画書の構成について

(1) 第7期計画の課題について

第7期計画では、在宅医療介護連携推進事業や総合事業等新たな取り組みを多く位置付けました。第8期計画では、より効果的かつ着実に実施するため、PDCAサイクルにより計画を推進します。



(2) 計画書の構成について

PDCAサイクルにより計画を効果的かつ着実に実施するため、重点課題に対する施策ごとに目指す姿（ビジョン）、現状、課題、考えられる原因及び対策が整理された計画書の構成とします。